

# CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange  
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

## 今号の記事

- 特集 **ウズベキスタン日本法教育研究センター設立20周年**
  - タシケント国立法科大学・日本法センターの20周年を振り返って 2頁  
名古屋大学大学院法学研究科特任教授 ウミリデノブ・アリシエル
  - タシケント国立法科大学・日本法教育センターの20周年を振り返って—ウズベキスタン社会における意識と未来への展望— 3頁  
タシケント国立法科大学国際部長 ウミロフ・フィトラト
- 特集 **2025年度CALEアニュアル・カンファレンス**
  - アジア比較法学の未来を修了生とともに考える 4頁  
名古屋大学日本法教育研究センター副センター長 牧野絵美
  - 世代と地域を越えて研究ネットワークを強化する—CALE2025アニュアルカンファレンス  
ハノイ法科大学国際法学科講師 博士 グエン・ドック・ヴィエット 4頁
  - 「アジア諸国における民事裁判のイメージ」学生セッションから見た比較の視点 5頁  
名古屋大学大学院法学研究科CALE研究員 ラヒムベルガノフ・ハサンボイ・ダブラトナザロヴィチ
- TOPICS
  - 愛知県弁護士会と名古屋大学との合同セミナー 6頁  
愛知県弁護士会国際交流委員会委員・弁護士 社本洋典
  - 「日本の法律って、私たちの存在も認めているのか?」—日独比較からみる人種差別の実態 7頁  
名古屋大学大学院法学研究科D1 ミカ・クノア
  - 「法のなるほど!」に出会うチャンス—CALEでの学び 8頁  
名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程 フラディ・ファリエニコ・フランガトス・アブカハル・バエ
  - 共に考える家族裁判所の役割—モンゴル司法アカデミー研修を通して— 9頁  
名古屋大学大学院法学研究科教授 原田綾子
  - 共同研究「企業法務を知る—アジア諸国における企業法務の役割—」 10頁  
名古屋大学法科大学院1年 寺田恭子 / 名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程3年 ルオン・ティ・ヒュン
  - 海を渡り国境を越える企業法務とその担い手—ベトナム労働法を題材に— 11頁  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 上東 巨
  - 社会科学分野での産学連携の試みとして 11頁  
株式会社ソミックマネジメントホールディングス 取締役 チーフリーガルオフィサー 安藤 武始
  - 国際的に活躍する法科大学院生—オンライン日本法講師体験プログラムを実施 12頁
  - 「教える」ことで見えた日本法 12頁  
名古屋大学法科大学院 佐藤千羅
  - 想像以上に楽しい体験 13頁  
名古屋大学法科大学院 長畑華純
  - 法科大学院での学びを実践へ 13頁  
名古屋大学法科大学院 八谷日向
  - アジア法比較教材の純真「アジア法・プロブレムブック」の作成を通じた若手研究者育成プロジェクト 14頁  
名古屋大学大学院法学研究科CALE研究員 松山聡史
  - お知らせ、CALE外国人研究員紹介等 15頁
- アジア法・法整備支援研究の最前線
  - 近代法から現代法への変遷から捉える日韓比較法研究の可能性—比較法学の新たな視点たる「対照法学」の試み— 16頁  
名古屋大学大学院法学研究科 教授 岡 克彦
  - アジア法交流における協働—マコーリー大学からの客員准教授クリストフ・シュベルフェルトの考察 18頁  
マコーリー大学准教授 / 名古屋大学CALE客員准教授 クリストフ・シュベルフェルト
- センター長便り
  - 法における国際協力の(現場で出会った)人々 20頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 村上正子
  - 20年の歴史を経たセンターの今後 21頁  
名古屋大学日本法教育研究センター長 松尾 陽
- 行事など 22頁

# No.53

2026.3.31

## タシケント国立法科大学・ 日本法センターの20周年を振り返って



名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任教授

ウミリデノブ  
アリシェル

2025年7月、ウズベキスタンのタシケント国立法科大学 (TSUL) に2005年に設置された日本法センター (CJL) の設立20周年記念式典が、名古屋大学およびTSULにおいて同時開催されました。20年という年月は決して短いものではありません。同センターの第1期生という貴重な機会に恵まれた私をはじめはどれほど大変だったのかを良く覚えています。

様々なハードルを乗り越え、CJL修了生の日本への留学は2007年10月に始まりました。当時、中国と韓国以外からの留学生の多くは英語プログラムに在籍しており、日本語コースを選択した私たちはむしろ少数派でした。しかし、英語コースの先輩たちが受講できない授業を聴講できるという強みの意義は、留学後まもなく実感することとなりました。

2007年から2025年にかけて、多くのウズベキスタンCJL修了生が日本へ留学しました。修了生の中には、名古屋大学に限らず、早稲田大学、九州大学、大阪大学、金沢大学、名古屋経済大学などを進学先として選ぶ学生も現れ、留学先の多様化も見られるようになりました。

他のCJLとウズベキスタンCJLの大きな違いは、留学

後の進路において現れました。特に、2016年までのウズベキスタンに見られた強い権威主義的な政権運営や人権問題、閉鎖的な市場経済、そして学問の自由に対する制約の多さが、多くのウズベク人留学生が日本に残る要因となりました。このような傾向は、ベトナム、モンゴルおよびカンボジアのCJL修了生の間では、そこまで強くは見られなかったように思われます。

日本に残ることを選んだ修了生の中には、製造業、サービス業、商社、コンサルティング分野に進んだ人が多く、現在も東京や名古屋で活躍しています。さらに、学術分野に進んだ修了生もあり、筆者は2017年から2025年まで名古屋経済大学において、まず准教授、その後教授として教壇に立つ機会を得ました。もう一人の修了生であるミルシヨド・クチコロフ氏は、現在、山口大学で特任講師として知的財産法を担当しています。

CJLの最終的な目標が、対象国の法制度・法運用・法学教育および研究の改善にあることを踏まえると、多くの修了生が日本に残ることには課題もあるかもしれません。しかし、早稲田大学で学んだ後、東京の弁護士事務所のウズベキスタン支店代表として帰国した修了生もいます。また、筆者はタシケント法科大学と連携し、ウズベク語による教材開発に積極的に取り組んでいます。日本での経験を活かして翻訳・執筆した教材は、現地のウズベク人学生にも広く読まれていると聞いています。

留学後すぐに帰国するのではなく、日本で一定の経験を積んだ上で帰国することが、後に大きな影響をもたらす場合もあります。こうした多様な進路の中で歩み続けている点において、ウズベキスタンCJLは一つの特徴的な事例を示しているのかも知れません。



◀ウズベキスタン本会場と  
日本側オンライン  
参加者をつないだ  
20周年記念式典にて

# タシケント国立法科大学・日本法教育センターの20周年を振り返って — ウズベキスタン社会における意義と未来への展望 —



タシケント国立法科大学  
国際部長

ウミロフ  
フィットラト

日本法教育研究センター(CJL)は、単なる教育機関ではありません。CJLは、ウズベキスタンと日本という二つの国を、知と信頼で結び続けてきた場所です。そこには長年にわたる協力、相互理解、そして静かに積み重ねられてきた努力の歴史があります。

2005年9月7日に設立されて以来、CJLは約20年にわたり活動を続けてきました。日本語教育にとどまらず、日本法や日本的な法思考を体系的に伝え、多くの若い世代に新しい視野を開いてきました。昨年、設立20周年という大きな節目を迎えたことは、その歩みの確かな証と言えるでしょう。

これまでに19期、合計110名の修了生がこのセンターから巣立ちました。そのうち40名以上が日本の大学院へ進学し、名古屋大学、大阪大学、九州大学、神戸大学などで専門的な研究を深めました。異国の地で学び、自らを磨いた彼らは、今ではそれぞれの場所で確かな存在感を示しています。

帰国した修了生たちは、政府機関や司法の現場で法整備や法改正に携わり、国の制度づくりに貢献しています。タシケント国立法科大学をはじめとする教育・研究機関では、次世代を育てる教員や研究者として活躍しています。また、日系企業や国際企業の法務部門で働き、両国の経済関係を支える重要な役割も果たしています。

CJLの修了生は、日本とウズベキスタンの両方の法制度を理解する、貴重な専門人材です。立法、国際協力、投資、比較法研究など、活躍の場は多岐にわたります。日本法に精通した人材の存在は、ウズベキスタンにおける法制度の近代化や法の支配の強化にとって大きな力となっています。

その意味で、CJLは単なる教育プログラムではありません。人材を育て、その人材が社会を支え、さらに次の

世代を育てていく、その循環を生み出してきた拠点です。CJLは、ウズベキスタン社会に長期的な知的基盤を築いてきたと言っても過言ではないでしょう。

タシケント国立法科大学の立場から見ると、CJLは本学の国際化と比較法教育の中心的存在です。本学は中央アジアの法学教育をリードする大学として、国際的視野を持つ法律専門家の育成を目指しています。その中で、日本法教育は最も成功している協力モデルの一つです。約20年にわたる協力の経験は、本学の国際共同学位プログラムや研究連携にも大きな影響を与えてきました。

これから先の10年、20年も、CJLの役割は変わりません。研究の深化、若手研究者の育成、そして日本とウズベキスタンをつなぐ法学ネットワークのさらなる拡大し、CJLはこれからも、両国を結ぶ「知の架け橋」として、確実にその歩みを続けていきます。



▲ウズベキスタン日本法教育研究センター第19期修了生(上・下)

## アジア比較法学の未来を修了生とともに考える



名古屋大学  
日本法教育研究センター  
副センター長

牧野 絵美

2025年12月6日、7日の2日間にわたり、CALEの年間で一番大きな行事であるアニュアル・カンファレンスを開催しました。1日目の第1セッションは、次世代研究者による個別報告のセッションであり、本研究科で博士号取得間近の大学院生であるピラチャン・ソムサワートさんがラオス地方制度について、ルオン・ティ・ヒエンさんがベトナムの土地使用権について報告しました。続いて第2セッションでは、「アジア比較法学の展望—共通課題への挑戦」と題し、タシケント国立法科大学、モンゴル国

立大学、ハノイ法科大学より、日本法教育研究センター(CJL)を修了し、日本で学位取得後、各大学で教員として活躍しているウミロフ・フィットラト氏、サランゲレル・バトバヤル氏、グエン・ドゥック・ヴィエット氏が、各自の博士論文や最近の研究テーマを報告され、それに対して、当時の指導教授や関連分野の日本側教員がコメントしました。

2日目の第3セッションは、「カンボジアにおける人権：正義、法、社会的規範」と題したワークショップを開催し、CALE外国人研究員のクリストフ・シュペルフェルト氏(オーストラリア・マッコリー大学准教授)が、クメール・ルージュ裁判について、本研究科修了生のリー・ラタナ氏(オタワ大学ポスドク研究員)が、建設労働者の安全確保における国家法と宗教的規範の関係について報告し、前田直子教授がコメントをしました。続いて行われた第4セッション「学生発表・交流の部」の詳細は、次ページをご覧ください。

## 世代と地域を越えて研究ネットワークを強化する — CALE2025アニュアルカンファレンス



ハノイ法科大学  
国際法学科講師  
博士

グエン・ドゥック・  
ヴィエット

2025年度のCALEアニュアルカンファレンスに参加する機会をいただき、大変光栄に存じます。本会議では、久しぶりに名古屋大学法学部の先生方や同窓生の皆様と再会することができ、学問的にも人的にも大変有意義な時間を過ごしました。

私はスピーカーとして、近年取り組んでいる仲裁法に関するベトナム法研究の一部を報告しました。その際に名古屋大学の横溝大教授から頂いたコメン

トやご質問は、現在のベトナム法制においてなお十分に整理されていない論点を的確に指摘するものであり、今後の研究を進める上で極めて重要な示唆となりました。また、本会議では、ベトナム、ラオス、モンゴル、ウズベキスタンなど、アジア各国から参加した若手研究者の研究報告を拝聴する機会もありました。各国が直面する法的課題や研究視点には共通点と相違点が見られ、比較法的な観点からも大きな刺激を受けました。

CALEの2025年度アニュアルカンファレンスは、同窓生の交流を深める場であると同時に、若手研究者や修了生が研究成果を発信し、名古屋大学の先生方から直接助言を受けられる貴重な学術の場であると感じています。今後も本会議が、世代と国境を越えた学術対話の場として発展していくことを心より期待しております。

# 「アジア諸国における民事裁判のイメージ」 学生セッションから見た比較の視点



名古屋大学  
大学院法学研究科  
CALE研究員

ラヒムベルガノフ・ハサンボイ・  
ダブラトナザロヴィチ

## ■学生セッションで何を行ったのか

学生発表・交流の部として「アジア諸国における民事裁判のイメージ」をテーマに報告を行いました。日本、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナムとカンボジアを対象に、各国の基礎情報、裁判所の種類、民事裁判の審級制度、民事事件数といった制度的枠組みを整理したうえで、大学生等を対象とするアンケート調査の結果を紹介し、「人々は民事裁判に何を期待しているのか」を比較しました。制度の説明だけで終わらず、実際に法を学ぶ学生たちの認識を通して司法の姿を考えることが、本セッションの狙いでした。

## ■制度を比べて見えてきた違い

三審制をとる国、二審制を基本とする国、再審や監督審の位置づけが異なる国など、制度の構造は実に多様でした。条文上は「第一審・控訴審・上告審」「再審」といった共通の用語が並んでいても、その運用の仕方や位置づけは各国の政治体制や歴史的経験と密接に結びついています。制度の違いをたどることで、その国が司法に何を期待し、どのような役割を担わせようとしているのか、その背後にある社会の姿が、少しずつ見えてくるように感じられました。

## ■アンケートから浮かび上がった共通点と差異

興味深かったのは、どの国でも「権利の実現」や「紛争の解決」への期待が高い点です。民事裁判は、やはり当事者の問題を解決する場として強く意識されていることが分かりました。一方で、迅速性を重視する傾向、裁判所の公正さや厳格さへの期待などには違いも見られました。また、自分が当事者となった場合に期待する内容と、「自国の人々が期待していること」との間にずれが見られ

る場面もありました。制度の違いが人々のイメージを形づくるのか、それとも社会の期待が制度を方向づけるのか——議論は尽きませんでしたが、比較を通じて初めて見える視点が確かにありました。

## ■2026年度への展望

2026年度アニュアルカンファレンスは、「デジタルプラットフォーム労働者の法的地位と社会的保護に関する比較法的考察」をテーマに開催予定です。近年拡大するプラットフォーム労働について、日本だけでなく、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアの制度状況を比較検討します。

具体的には、各国における「労働者」概念の考え方や、プラットフォーム労働者に労働法がどのように適用されるのかといった点を中心に報告・議論し、共通点と相違点を整理します。2026年度は労働法分野を対象を広げ、アジア諸国との比較研究をさらに深化させる予定です。



▲2025年12月7日アニュアルカンファレンス・学生セッションでの発表の様子(上・下)

## 愛知県弁護士会と名古屋大学との 合同セミナー



愛知県弁護士会  
国際交流委員会委員  
弁護士

社本 洋典

2025年11月19日、当会と名古屋大学大学院法学研究科と法政国際教育協力研究センター(CALE)とで合同セミナーが開催されました。本企画は、弁護士が日常的に直面している国内実務上の課題について、学術的・国際的・比較法的な視点から再検討すること、また研究者や留学生が有する問題意識を実務の文脈と結び付けて共有することを目的として実施されたものです。当日は当会所属弁護士2名および法学研究科所属の留学生2名が登壇し、それぞれの専門分野や出身国の背景を踏まえた発表が行われました。

セミナーではまず、日本における離婚手続をテーマとする報告がなされました。発表では、日本の離婚率の概況を示した上で、協議離婚制度の存在や調停前置主義の位置付け、財産分与、婚姻費用分担、親権、養育費といった離婚に付随する主要な論点について、実務の運用を踏まえた説明が行われました。続いて、日本の法曹養成制度および弁護士実務に関する発表が行われ、司法試験制度の概要、法学教育と実務との違い、実務において多角的な検討が求められる点などについて、具体的な経験を交えた共有がなされました。

法学研究科所属留学生からは、国際的な視点に基づく報告が行われました。ウズベキスタンにおける外国人投資家を取り巻く法的枠組みと紛争解決制度についての発表では、国際条約と国内法の関係、外国人投資家が直面する制度上の混乱、国内裁判所の役割やその課題について指摘がなされました。また、ドイツと日本における人種差別への法的対応を比較する発表では、差別禁止法制の整備状況、立証責任の在り方、制度の実効性の違いについて具体的な制度比較が示され、日本にお

ける課題が明確にされました。

弁護士会としては、本セミナーを通じて、国内実務に携わる弁護士が自らの実務を相対化し、国際的・比較法的視野を広げることを期待していました。また、日本の法制度や司法実務の実情を、将来各国で法曹実務や研究に携わる可能性のある留学生に発信し、相互理解を深めることも重要な目的でした。その成果として、学術と実務という異なる視点からの意見交換が実現し、制度の理念と現実の運用との関係について理解が深めることができたと感じております。実務家にとっては新たな問題意識を得る機会となり、研究者・留学生にとっては日本の司法実務を具体的に理解する有意義な場となりました。

一方で、扱われたテーマが多岐にわたったことから、参加者の関心が分散し、個々の論点について十分に掘り下げたディスカッションを行う時間を確保しきれなかった点は反省点として挙げられます。今後は、近時の日本社会が直面する具体的な課題をテーマとして設定するなど、議論の焦点を明確にすることで、より活発で深度のある討論が可能になるものと考えます。

本セミナーのように、弁護士会と大学研究機関とが協働して実施する企画は、実務と学術との距離を縮め、相互の理解を促進する点に大きな意義があります。今後も継続的な交流を通じて、法制度の運用や課題について多角的な検討を行い、社会に還元していきたいと考えています。

# 「日本の法律って、私たちの存在も認めているのか？」 日独比較からみる人種差別の実態



名古屋大学  
大学院法学研究科D1

ミカ・クノア

## ■「右翼ポピュリズム」— やはり日本へ上陸

2025年の参議院議員選挙をはじめとして、数年前から西洋諸国で注目を集めてきた「右翼ポピュリズム」が遂に日本へ上陸しました。それに伴い、「日本人ファースト」のような排他的発言も日本のメディアにおいて圧倒的な存在となっています。ドイツ人としてはそうした政治運動にだいぶ前から慣れてきたのですが、昨年の選挙運動を観察し、私は過去の亡霊に追いつかれたような気持ちになりました。日本人のおもてなしに感動した経験を振り返りつつ、開票結果を見て初めて「僕は日本でまだ歓迎されているのかな？」と不安を感じました。しかし、人権問題を研究する者としては、もし政治的右傾化により差別的偏見が拡散し、右翼政党の成功を恐れる与党も外国人に対する姿勢を厳格化する場合に、日本の法は外国人にどのような保障を与えうるのかというのは、なおさら研究を要する重大な問題であると考えました。今回もこうした問題をめぐり、CALEと愛知弁護士会との共同セミナーにて報告させていただきました。

## ■住宅賃貸における人種差別の実態

日本で住宅を探している外国人は、様々な壁に直面しています。言語の壁に加え、人種の壁も存在します。実は、出入国在留管理庁の「在留外国人に対する基礎調査」(直近5年度)によれば、住宅を探す外国人の約2割は差別を経験しており、民間のサーベイリサーチセンターが2020年に実施した調査では、国籍を理由に入居を断られた割合が3割を上回りました。また、自分の国籍以外にも、緊急連絡先として登録する者は必ず日本人でなければならないという条件がもう一つの壁となります。

もちろん、このような差別は日本だけではなく、他の国にも見られます。ドイツでは、連邦反差別局によれば、住宅を探す移民背景を有する人の3割以上が差別を経験しています(2020)。被害者にとって、こうした体験は単なる賃貸契約の拒否ではなく、人間性を形成するアイデンティティそのものを否定すると考えられます。この被害に対し、法はどう応えるべきなのかというのは、今回日本とドイツを対象に報告したテーマの核心です。

## ■立法の不在と外国人の存在承認

ドイツ法では、住宅賃貸を含む私人間取引での人種差別を明確に禁止する法律(AGG法)がある一方、日本では包括的な反差別法が存在しません。その代わりに、日本の差別事件を判断する裁判所が、国際法(人種差別撤廃条約)を解釈基準として用い、個別の事件ごとに解決を図っています。解決方法はドイツと異なるのに対し、先例を見ると、結果的には日本で差別を経験する外国人も多くの場合に救済を受けていると言えます。しかし、差別問題の場合こそ、結果のみならず、その手段も重要です。差別により人間性を問われた外国人にとって、法律により国家全般からその人間性を再確認されるのが、日本社会での存在承認とつながり、包括的な社会も実現できるのではないのでしょうか。政府が提案し、国会が制定した法律が、「君たちの居場所もここにあるよ」というメッセージを送ることができます。ドイツと日本のように、右翼政治により基盤が揺さぶられてきた自由民主主義社会においてこそ、このようなメッセージが求められています。



▲日本とドイツの反差別法と判例を比較

## 「法のなるほど!」に出会うチャンス -CALEでの学び-



名古屋大学  
大学院国際開発研究科  
博士前期課程

フラディファリエコ  
フランガラズアブカルパエ

みなさん、こんにちは。私は名古屋大学大学院の国際開発研究科で、児童性的虐待事件のメディエーションについて研究しているフラディです。私は2024年9月から研究協力員になりました。私は法学部出身ではないため、専門家の方々と深い議論ができるだろうかという不安があったのですが、2024年12月の歓迎会でCALEの先生方や研究協力員の仲間から、法学の専門用語についても親切に説明していただくなど、温かく迎えていただき、安心しました。

2025年2月には、静岡県にあるソミックマネジメントホールディングス(SMHD)を訪問しました。ここではCALE出身者が法務部で活躍されており、法律の専門家たちの「実戦」の様子を間近で見ることができました。オフィス見学や法務部のプレゼンテーションを通じて、教科書の中の法律ではなく、企業の最前線で直面するリアルな課題やプロフェッショナルな視点に触れ、刺激を受けました。その後の質疑応答では、実務上の困難や現場ならではの洞察について直接質問することもでき、私の視野を広げてくれました。

また、CALEでは定期的に世界的に著名な専門家を招いた特別講演会が開催されています。特に印象に残っているのは、2025年7月に行われた韓東グローバル大学のJae-Chun Won教授による講演です。Won教授は元検察官で、国際的な人権調査にも携わってこられた児童の権利の専門家です。「国際児童法と開発」をテーマとした講演は、国連条約がどのように子供たちの生活を改善できるのかという非常に深い内容でした。何よりも素晴らしいのは、Won教授のような先生に対して私たちが自由に質問でき、直接つながるチャンスがあったことです。

そして、私にとって最も大きな経験となったのが、「アジア法交流会」での報告です。これは研究協

力員が自分の研究をカジュアルに発表し、フィードバックをし合う勉強会です。私は第一回の報告者として、自分の研究であるThe mediation in child sexual abuse cases in Indonesia (インドネシアにおける児童性的虐待事件の調停)について報告しました。報告時間は20分ほどでしたが、質疑応答は1～2時間程度と大いに盛り上がり、法学部の先輩や研究員の方々は、私の研究を法学の議論の中にどう位置づけるべきか、具体的なアドバイスをくださいました。自分が何をしているのか、法学的にどのような意味があるのかを正しく理解することは、研究を完成させるために不可欠です。その時「なるほど!」と強く心が動かされる瞬間がありました。それまで研究が行き詰まり悩んでいたのは、自分の能力が足りないからではなく、単に新しいアイデアに出会っていただけなのだ気づきました。異なるバックグラウンドを持つ仲間との対話が、私の思考を解きほぐしてくれたのです。

CALEでの活動を通じて学んだことは、研究とは一人で机に向かうだけのものではなく、多様な人との「対話」から生まれるということです。その「対話」を通して法学部出身ではない私を導いていただいたCALEの先輩や仲間たちに、感謝しています。これからもこの「なるほど!」という驚きを大切に、アジアの法整備に貢献できる研究者を目指して励んでいきたいと思っています。



▲CALEの仲間とのディスカッション

# 共に考える家族裁判所の役割 ～モンゴル司法アカデミー研修を通して～

名古屋大学大学院法学研究科  
教授

原田 綾子

## ■モンゴルにおける家庭裁判所の創設

2025年10月28日から29日にかけて、モンゴル司法アカデミーの皆さんが名古屋大学を訪問されました。初日には、司法アカデミー研究所所長のバートルガ・ドゥルグーンさんによる講演が行われました。二日目には「家庭裁判所の役割(少年事件を中心に)」をテーマとするワークショップが行われました。二日目のテーマが「家庭裁判所の役割」となったのは、2024年6月に成立した法律により、モンゴルにおいて新しく家庭裁判所が創設されることになり、それに向けた準備が進められているからです。

## ■ワークショップの様子

「家庭裁判所の役割」のワークショップでは、まず私から、日本の家庭裁判所の仕組みと少年事件手続を概説する講演をさせていただきました。少年審判は、少年の健全な育成を目標として少年の保護処分を行うためのものですから、成人の刑事裁判とは異なる手続がとられます。審判廷(法廷)の様子や参加する人々、少年に対する裁判官の態度などにも、刑事裁判とは違いがあります。家庭裁判所調査官という、心理学などの人間科学の専門性を有する裁判所スタッフが、手続の全体において重要な役割を担っています。このようなことをわかりやすくお伝えしたいと思い、裁判所が制作してウェブサイト上で公表しているビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」を一緒に視聴していただき、その内容にも言及しながら解説を行いました。次に、モンゴルのバヤン・ウルギー県裁判所刑事・民事事件控訴審主席判事でいらっしゃるソルタンムラト・ウミルビェク判事から「モンゴルにおける家庭裁判所の設立背景と少年事件手続」と題するご講演をいただきました。ウミルビェク

判事は、新しく創設される家庭裁判所の事件管轄や手続について詳しく説明くださいました。また、現行の法律と裁判所の体制において少年事件手続がどのように行われているのかを解説してくださいました。本研究科修士課程2年のオチルホヤグ・ソドチメグさんが、優れた翻訳と通訳をくださったおかげで、日本とモンゴルに関する情報がお互いによく理解でき、活発な議論が行われました。

## ■共通の課題にとりくむ

新しい裁判所を作るというのは画期的なことですが、それをうまく動かすには、裁判所の体制や専門家の役割が重要です。少年の更生を図り、家族問題を解決するためには、裁判官だけでなく、人間の心や関係性に関する専門的知識とスキルを持つ専門家がとても大きな役割を果たします。モンゴルでも、家庭裁判所の創設に伴って調査官の制度が導入されることになったそうです。彼らの活躍に期待が寄せられています。

家庭裁判所は、人間の感情、関係性、環境といった、法的判断には直接に関係がないような側面にも光を当てて、家族問題の実質的な解決や少年の更生を目指します。その意味で、とても人間味のある裁判所です。日本の家庭裁判所も、様々な課題に直面しながらこの目標に向かって努力を続けています。今後も日本とモンゴルが互いに学び合い、よりよい裁判所のあり方を共に模索していくことができると、ワークショップを通じて思いを新たにしました。



▲ワークショップ終了後に参加者の皆さんと

## 共同研究

### 「企業法務を知る—アジア諸国における企業法務の役割—」



名古屋大学法科大学院  
1年

寺田 恭子



名古屋大学  
大学院法学研究科  
博士後期課程3年

ルオン・ティ・ヒエン

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)は、株式会社ソミックマネジメントホールディングス(以下、「SMHD社」という)の助成を得て、共同研究「企業法務を知る—アジア諸国における企業法務の役割—」を進めています。本共同研究は、企業活動のグローバル化が進展する中で重要性を増す企業法務の役割について、日本を含むアジア諸国の視点から理解を深めることを目的とするものです。日本、中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、インドネシア等を対象に、各国における企業法務の役割や実務の特徴を比較・検討していくことを想定しています。

その初期段階として、企業法務に関心を持つ日本人学生および留学生を対象に、企業法務についての読書会を実施しました。あわせて、実務家を招いた特別講義を2回開催しました。

#### ■実施内容

読書会は、2025年10月から12月にかけて全5回開催し、企業法務の基礎から国際企業法務まで、段階的にテーマを設定しました。第1回(10月3日)では、企業内法務担当者に求められる資質やリーガルマインドを取り上げ、企業法務の基本的な役割について整理しました。第2回(10月24日)では、ベネッセ個人情報流出事件を題材として、コンプライアンスの重要性および問題発生時における初動対応について検討を行いました。第3回(11月7日)では、秘密保持契約を例に、法務担当者が関与

する業務プロセスについて学びました。あわせて同日には、SMHD社より安藤武始取締役・チーフリーガルオフィサーを講師としてお迎えし、実務の第一線での経験を活かした企業法務の役割や課題についてご講義いただきました。第4回(11月21日)では、国際カルテル事案を素材として、国際企業法務に特有のリスクや対応の特徴について分析を行いました。最終回となる特別講義(12月12日)では、上東巨弁護士より、ベトナム労働法を中心に、海外進出企業が直面する労務管理およびコンプライアンス上の課題について、実務的な観点から解説が行われ、日本国内の企業法務と海外実務を結びつけて考える機会となりました。

#### ■参加者の反応

参加者からは、「企業法務の仕事を具体的にイメージできた」「事例を通じて、自分であればどのように対応するかを考える良い機会になった」といった声が多く寄せられました。特に、学生・教員・実務家が同じ場で議論を行った点について、多様な視点から企業法務を捉えることができたとして、高い評価が見られました。

#### ～プロジェクト担当者の感想～

本読書会では、各回の資料を事前に精読し、解説やディスカッションの準備を行いました。実際の進行では、参加者の理解度や関心に応じた柔軟な対応が求められ、想定どおりに進まない難しさもありましたが、説明方法を工夫しながら進めました。さらに、安藤様および上東先生のご講義を通じて、企業活動に伴う法的リスクや企業法務の役割を学び、理論と実務を結びつけて考える経験を得ることができました。末筆ながら、本読書会の実施にご協力・ご参加くださった関係者の皆様に御礼申し上げます。

(寺田恭子)

留学生として日本で法学研究に取り組む立場から、本共同研究は将来の進路を考えるうえで大きな示唆を与えてくれました。留学生にとって日本で弁護士資格を取得することは容易ではありませんが、法に関わる仕事に携わりたいという思いは強く、企業法務は日本で専門性を生かして働くことができる、現実的で魅力的な選択肢であると感じました。また、担当者として企画から実施、報告まで関わる中で、調整力や実務的視点を身につけることができ、実務家の方々から直接お話を伺えた経験は貴重でした。

(ルオン・ティ・ヒエン)

# 海を渡り国境を越える企業法務とその担い手 —ベトナム労働法を題材に—



渥美坂井法律事務所・  
外国法共同事業  
パートナー弁護士

上東 亘

昨今、企業の事業活動が国内外に広がり、企業法務も対応すべき課題がより広範、複雑、かつ多面的になっています。参加者には、企業の海外事業と法務を具体的にイメージしていただくため、日系企業の関心の高いベトナムを題材として取り上げました。当日は、現地進出企業の直面する労務の典型的な課題などについて、14人の学生の皆さんと大変活発に議論することができました。加えて、講義後にいただいた質問内容は、企業法務と国際業務、労使紛争、弁護士のキャリアなど多岐にわたり、企業法務への関心の高さと熱意を強く感じました。

学生の皆さんが、将来、海外でも自在に活躍できるよう、グローバルな強みをもつ名大とCALEにおいて、今後もこのような企画等で興味関心を広げていただければと願っています。

2025年12月12日、「特別講義\_企業法務の視点から読み解く労働法問題」と題し、学部生及び大学院生(留学生を含む)を主な対象として、アジア法交流館にて講義をする機会をいただきました。この講義は、CALE主催で、株式会社ソミックマネジメントホールディングスの助成金による共同研究の一環として開催されてきた読書会(全5回)の最終回として実施されました。

昨今、企業の事業活動が国内外に広がり、企業法務も対



特別講義のポスター▶

## 社会科学分野での産学連携の試みとして



株式会社ソミックマネジメント  
ホールディングス 取締役  
チーフリーガルオフィサー

安藤 武始

でも産学連携が活発であってもよいのではと常日頃から強く感じておりました。偶さか、私が当法務部門に携わり、またCALE院生・ポストドク研究協力員出身のカエマリーさんに入社いただいた縁で、彼女にCALEにつないでもらい、大きな金額ではありませんが、共同研究という形がスタートしました。

今一つは、法科で学ぶ学生の皆さんは、士業・官業を目指しておられる方が殆どだと思いますが、企業にも活躍の舞台があることが案外認識されず、是非知っていただく対話の機会がどの目的もありました。

いずれにしても、持続可能性のある法学分野での産学連携に少しでも寄与出来たらと考えております。

このたび私共の助成により読書会の企画をいただいた以上、一度くらいは雰囲気だけでも拝見しようと初回に参加したところ、参加者の知的好奇心を求める熱心な姿に感化されたと申しましょうか、当社所在の静岡磐田市からの移動も楽しみのうちに、全回参加させていただきました。ここに至る経緯と申しますか、私自身の想いを二点ほど述べさせていただきます。

よく産学連携という言葉が聞かれますが、殆どの場合それは理工系分野においてであり、もっと文系の分野におい



▲講義の様子

## 国際的に活躍する法科大学院生 ～オンライン日本法講師体験プログラムを実施～

「オンライン日本法講師体験」プログラムは、日本の法科大学院生・修了生が、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアにある名古屋大学・日本法教育研究センター（CJL）の学生に対して、オンラインで日本法を講義するプログラムです。日本法を外国の法律と比較して客観的に捉え、国際感覚を身につけた法曹を養成することを目的としています。

2025年度のプログラムには、CJL コンソーシアムに参加する法科大学院から選抜された3名の方がプログラムに参加しました。参加者は、複数回のオリエンテーション、各CJLの授業の見学、参加者で意見を出し合いながらの講義の準備、留学生の協力も得た講義の予行演習を経て、参加者一人につき憲法および民法分野の講義1コマずつをそれぞれ実施しました。そして、日本法を国際的な文脈で説明する経験を積むとともに、CJL学生との双方向的な議論を通じて、法制度の比較的理解を深めました。以下は、プログラム参加者による体験記です。

CALEは、今後も国際的視野を備えた法曹人材の育成を目指し、CJLとの連携を活かしたプログラムを継続的に実施していく予定です。

### 「教える」ことで見えた日本法



名古屋大学  
法科大学院

佐藤 千耀

名古屋大学法科大学院に入学して、司法試験に合格した後のキャリアとしてCJLで講師をするという道があることを知り、CJLの活動や、日本法講師について具体的に知りたいと思い、講師体験に参加しました。

講師体験では、授業見学を経て、自分で考えたテーマについて、2コマの授業を行いました。私は指導経験がなく不安もありましたが、授業見学で実際の教室の様子を見たことに加え、見学後の感想交流において、先生方や他の参

加者が、「こういう問いかけの方法は良い」等コメントしてるのを受けて、効果的な教え方を学ぶことができました。授業の準備にあたっては、短い時間で要点を伝え、考えてもらうために、論点の核心は何か、どのように構成すれば伝わるかを意識しました。それは、普段の学習とは全く異なるものであり、とても新鮮に感じました。

法科大学院での学習は、どうしても司法試験を強く意識せざるを得ず、余裕のないものになりがちです。短い間の講師体験ではありましたが、CJLの学生が積極的に学び、比較し、疑問を抱きながら日本法に向き合っている姿に触れ、法律を学ぶ初心を思い出すことができたように思います。また、他国の学生が日本法を学んでいるのは、日本の法システムが一定の評価を受けていることの表れだということを実感し、法の一端を担う法曹として、法の支配の発展・浸透に寄与できる存在でありたいという思いを新たにしました。このような経験は大きな刺激になるので、ぜひ積極的に参加してほしいと思います。

## 想像以上に楽しい体験

名古屋大学  
法科大学院

長畑 華純

私は、オンライン日本法講師体験で、ベトナムの3年生に「ヘイトスピーチと表現の自由」を、ウズベキスタンの4年生に「詐欺」をテーマに授業を行いました。

ベトナムの学生に対する授業では、全員がヘイトスピーチ規制必要派に手を挙げたのが、印象的でした。表現の自由への制約のおそれなど、自分にとって当たり前な価値観が、彼らにとっては、必ずしもそうではないと知り、衝撃

を受けました。

質疑応答の時間では、学んだ日本語を駆使して一生懸命言葉を紡ごうとする学生に、応えたいという思いから、「はい」か「いいえ」で答えられる質問でも、単純に返さず、その意図を汲んで回答するようにしました。「こういう言い回しのほうが分かりやすかったかな」と、やり取りを思い返しては、内省が尽きませんが、何とか授業をやり切ることができました。

率直に言えば、本プログラムに参加したのは、漠然とした興味からでした。面接で動機を深掘りされた際には、答えに窮し、軽い気持ちで応募したことを恥じました。ありがたいことに、参加の機会をいただきましたが、アジア法研究に別段詳しいわけでもない自分が教えることに不安を感じていました。

しかし、講師体験を終えた今、参加してよかったと心から思っています。「教える」というよりも、「ともに学ぶ」という感覚でした。明るく、ひたむきなCJLの学生と法律を学び、想像以上に楽しいひとときを過ごすことができました。あくまで講師「体験」です。学生と一緒に、法学の新たな側面を覗いてみる、という気軽な気持ちで、参加してほしいと思います。

## 法科大学院での学びを実践へ



名古屋大学  
法科大学院

八谷 日向

国境を越えた交流を通じて、普段学んでいる日本法を客観的に見つめ直し学びを深めたいと思い、本プログラムに応募しました。

授業見学では、講師と学生の間で活発な双方向のやり取りが行われている様子が非常に印象的でした。ある学生の発言を起点に他の学生が意見を重ね、クラス全体で理解や考察が深まっていく様子を間近で見て、自分もこのような授業を実現したいと感じました。

実際の講師体験では、限られた時間の中で双方向の意見交流を大切にしながら、伝えたい核となる部分を絞り込み、一貫した構成を作ることや、学生がイメージしやすい事例を選定することに苦戦しました。しかし、模擬授業や準備段階でいただいた多角的なアドバイスを反映させ、授業のゴールを改めて自分の中で設定することで、授業の見通しをより明確に立てられるようになりました。また、1日目の授業での反省を活かし、2日目の授業では自己紹介を授業内容に即したアイスブレイクにするなど、実践しながら柔軟に改善を図ることができ、双方向の授業を現地の学生の方々とともに創りあげることができました。

司法試験や法科大学院の授業との両立は大変ですが、本プログラムは日本法を外側から捉え直し、普段の学習を実践に活かす非常に貴重な機会だと感じます。現地の学生と交流し共に学ぶ経験は、自身の勉強をより一層深めることにもつながるものであり、多大な学びを得られるこの経験にぜひ楽しんで挑戦してみたいと思います。

## アジア法比較教材の純真

### 『アジア法・プロブレムブック』の作成を通じた若手研究者育成プロジェクト



名古屋大学大学院  
法学研究科CALE研究員

松山 聡史

今年2月10日に、約2年半をかけた『アジア法・プロブレムブック』の作成を通じた若手研究者育成プロジェクトの原稿メ切りがやってきます。何のことかとお思いの方もいるかもしれませんが、本紙50号17頁で村上正子CALEセンター長が言及されていますし、今年度や昨年度のCALE Annual Conferenceのポスターにもその名があったりします。

#### ■プロジェクトの概要

とはいえ、これまでのCALE NEWSで大々的にアピールしてきたわけではないのですから、改めてプロジェクトについて紹介しましょう。

本プロジェクトは、松尾陽CJLセンター長の発案から始まり、公益財団法人末延財団から3年間(2023～2025年度)の助成をいただきながら、現在まで継続しているものです。

その名称が示すように、本プロジェクトには2つの目的があります。一つは『アジア法・プロブレムブック(仮称)』の作成です。これは日本およびCJL設置国(+α)の法令・法制度を紹介する、比較アジア法のテキストです。CJLの4年生用の教材として作成しているものですが、日本の大学生の演習や、高等学校の探求学習にも活用できるテキストとなることを企図しています。

もう一つの目的は、その執筆を通じた若手研究者の育成です。執筆者のほとんどはCALE研究員と(元)大学院生であり、また各国の法令・法制度の調査は各国出身のCALEポスドク・院生研究協力員に分担してもらっています。また間接的には、先に言及したAnnual Conferenceを代表とするCALEの催しも、記述のトピック探しや、新たな知見の獲得、海外研究者との交流の機会として、この目的の中に位置づけられています。

#### ■『プロブレムブック』の執筆方針

『プロブレムブック』は、一般的な大学の「1講義15コマ」に合わせ、全部で14～15章の構成としています。各章ごとに1トピック(例「死刑制度」「国籍」…)を挙げ、それに関わる各国の法制度や法令を紹介していくという形態です。一部の章を自由にピックアップして用いることもできるよう、各章は独立させ、どのようなトピック・内容とするかは執筆者それぞれの興味関心に委ねています。

アジア法プロブレムブック目次(案)

はじめに	第8章 — 交通違反の反則金
目次	第9章 — 遺失物
第1章 — 国旗	第10章 — 逮捕手続
第2章 — 国旗の取扱い	第11章 — 労働関係
第3章 — 国籍	第12章 — 婚姻障がい
第4章 — 憲法改正要件	第13章 — 不貞行為
第5章 — 政治と宗教	第14章 — 裁判官の公平性
第6章 — 死刑制度	第15章 — 弁護士養成制度
第7章 — 国家賠償	編集後記

しかし、やはり難しさはあります。『プロブレムブック』はCJLの4年制を対象としますから、あまりにも長く難しい日本語の文章は重すぎる。執筆者はその興味関心を元に、事前にかなりの下調べをしてから研究協力員に調査を依頼し、またそこから追加の調査をして執筆しますが、実際に書けるのはそのエッセンスのみであり、しかも学生が後の大学院進学で困らないよう、(日本も含む)出身国の法を相対化する批判的思考のヒントを得られるような文章。難しすぎず、簡単すぎず。細かすぎず、荒すぎず。答えを与えすぎず、問いを投げ出さず。それでいて一本の筋の通った文章を書く。執筆者はそういった修練を積み、書きたい欲望を抑制しなければならないのです。

#### ■ティーチングマニュアル

とはいえ、せっかく得た知見をそのまま捨て置くのはもったいないことです。そのためこの『プロブレムブック』では、製本する本文とは別に、授業の指針、書けなかった要素、補足的な要素を書き留めたティーチングマニュアルをWeb公開することになっています。

約2年半のCALEの集積、ぜひご期待ください。

# 名古屋大学名誉博士・S.ナランゲレル氏が「チンギス・ハーン」モンゴル第1級勲章を受章

名古屋大学法学研究科の名誉博士であり、モンゴルを代表する法律学者である Narangerel Sodovsuren (S. ナランゲレル) 氏が、モンゴル国最高位の国家勲章である「チンギス・ハーン」第1級勲章を受章されました。本勲章は、モンゴル国大統領により、国の発展、学術および文化の振興に著しい功績を挙げた人物に対し、年に一名のみ授与される極めて栄誉ある勲章です。

S.ナランゲレル氏は、モンゴルの法思想を支える法制度整備、法学教育の発展、法学研究の推進に長年寄与してこられました。モンゴル国立大学法学部で50年以上にわたり教育・研究に従事し、多数の研究者・法律家を育成したほか、国際協力の推進に貢献しています。

名古屋大学とモンゴルとの学術交流にも深く関わり、本学法学研究科の国際的ネットワーク形成において重要な役割を果たしてこられました。

法学研究科一同、S.ナランゲレル氏のこれまでのご功績に敬意を表し、今回のご受章を心よりお祝い申し上げます。



▲モンゴル国最高位勲章授章式にて、名古屋大学名誉博士ソドブスレン・ナランゲレル氏(右)とモンゴル国のオフナー・フレルスフ大統領(左)

## CALE外国人研究員紹介



### メイト・パクシイ (Mate Paksy)

リールカトリック大学 (フランス) 倫理研究ユニット・教授

2025年7月9日～2025年9月4日

研究課題：高齢化社会における法社会学・法文化学的比較：過去、現在、未来



### シュペルフェルト・クリストフ・ウォルフガン (Sperfeldt Christoph Wolfgang)

マッコリー大学 (オーストラリア) ロースクール・准教授

2025年10月14日～2025年12月8日

研究課題：普遍的な法的アイデンティティと持続可能な開発目標

## LinkedIn 公式ページ開設について

名古屋大学法学研究科及び法政国際教育協力研究センター (CALE) は、国際的な活動を発信し、国内外で活躍する同窓生・研究者・関係者とのつながりを強化するため、公式LinkedInページを開設しました。

<https://www.linkedin.com/showcase/nagoyauniv-law-cale/>

今後、国際共同研究、交流プロジェクト、活躍する同窓生からのメッセージなどを随時発信していきます。是非フォローしていただくと幸いです。

こちらの二次元コードからCALEのLinkedInページをご覧ください▶



Nagoya University Law | CALE  
Nagoya University Graduate School of Law (GSL) and the Center for Asian Legal Exchange (CALE) created the LinkedIn official page. We aim to provide a space where our global community, alumni, researchers, and partners can connect, share updates, and engage with our international activities. Please message us your recent updates. We will be happy to share your message on our page.



## 近代法から現代法への変遷から捉える日韓比較法研究への可能性 —比較法学の新たな視点たる「対照法学」の試み—



名古屋大学大学院  
法学研究科  
教授

岡 克彦

### ■北東アジアにおける「近代西欧法の連鎖」

2025年は、戦後、日本による植民地支配の終了から80年が経過し、かつ日韓国交正常化をしてから60周年を迎える節目の年であった。法学分野から日韓の関係性に目を向けてみると、近代法史において日本、韓国、台湾などの北東アジアで「近代西欧法の連鎖」という法現象が生じていた(山室信一)。19世紀の開国時に欧米と締結させられた不平等条約の改正の課題(領事裁判権の撤廃、関税自主権の獲得など)としては、欧米的な法制を基盤とした近代国家の形成が必須であった。日本は明治期に近代法制の整備とともに、同条約の改正を一応、達成した。「近代西欧法の連鎖」の特徴は、この日本の近代法制の確立を結節点として間接的に台湾および朝鮮半島などに近代西欧法がほぼ強制移植された点にある。しかも、この近代法は「植民地化」(日本化)という変型(歪曲)された近代法制であった。韓国の近代法体系はいわば日本法に極めて近似したかたちで形成され始めた。不幸にも近代西歐法制の枠組みという、いわば人為的なインキュベーターのなかで双子的な法制が胎動し始めたのである。日本法と韓国法の接点には、こうした歴史的な背景が大きな影響を与えてきたことをまず理解することが日韓比較法研究の重要な出発点となる。

ただし、「近代西欧法の連鎖」で看過してはならない点は、この法制が単なる一方的な移植だけに止まらなかったことにある。各地域での文化的および社会的な固有の基盤に適応させるために西欧法が独自の変容を遂げた。特に、植民地法制の終焉をもたらした第二次大戦以降、アジア地域に多くの新興国が独立にする伴って法学の分野ではポスト植民地法制の動きが現れた。

### ■日本発の「アジア法研究」

この動きに着目したのが、日本の法学界では1980

年代後半から90年代にかけて生まれた「アジア法研究」という新たな比較法の分野である。過去、西欧列強の経済原理たる資本主義は、主に対外的資源の獲得を目的とした植民地主義の対外政策を生み出し、その帰結がアジア地域への近代西欧法の移植とともに植民地法制の確立であった。その後に出現した旧ソ連を中心とする社会主義法学は、経済自由主義を旨とする資本主義法制の存在を批判するとともに、アジア地域への植民地法制そのものを相対化させる端緒にもなった。1989年以降からは、社会主義体制の衰退を契機として社会主義法学を含めた近代西歐法学そのものを見直す視点が芽生え始めた。その流れの一つが非西歐地域であるアジアからの法学である。

日本のアジア法研究では、明治以来の西歐法学一元主義の傾向を相対化する作業として、千葉正士をはじめとしてアジア地域の法多元主義(多元的法体制論)が提唱された。特に安田信之は「開発法学」という観点からアジア法を捉えた。アジア諸国では、その多くがポスト植民地法制の動きとして近代工業化路線を推進させて経済発展を目標とすることで資本主義体制を自国の国家法としてシステム化する傾向が強まった。その一方で、村落共同体などの地方が経済発展から疎外されることで、固有の社会文化的基盤は衰退していった。その結果、都市と地方(村落)、開発と過疎といった相反する二極構造をもたらした。開発法学はアジア地域におけるポスト植民地法制の動きの特徴とその問題性を明らかにした。

### ■ポスト植民地法制から現代韓国法への展開

こうしたアジア法研究の観点から韓国法を捉えると、1948年の憲法制定の下では植民地遺制の脱却を目標としつつも、現実にはその脱却は容易ではなかった。1960年代に民・刑法をはじめとした基本法制が制定されたが、それまでは日本法を「依用」するなど、独立後も植民地法制が持続した。新たに成立した基本法制の多くも日本法を主にモデルとした。1972年の維新体制に象徴される権威主義体制(軍事独裁政権)は、明治維新の憲政体制に倣って大統領に統治権力を集中させて、経済企画院の主導の下で国家資本の集中と財閥との資本結合を通して「漢江の奇跡」といわれる高度経済成長を遂げた。いわゆる開発独裁体制の構築である。しか

しその一方では、国内の社会経済的格差が深刻になり、低賃金の労働者などの民衆の生存権が脅かされた。さらに学生を中心とした民主化運動は当局の強権的な弾圧で多くの人権侵害の事件に見舞われた(光州事件など)。経済発展の論理だけでは、権威主義体制の暴力性はもはや正当化できないところまでに至った。

法学上、大きな転機を迎えたのは、1987年6月の民主化宣言に伴った「87年憲法体制」の成立とともに、1993年2月および1998年2月にかけて民主主義的な手続にもとづいて保守政権からリベラル派の政権へと平和裏に政権交代が実現したことにある。憲政体制の特徴としては、大統領直選制の導入などで国家の統治権力が一部の為政者から国民に実質的に委譲されるという真の民主化の道が切り開かれたことである。もう一つは、日本と異なり集中型の違憲審査制たる憲法裁判所制度が発足したことで、憲法訴訟制度に象徴される個人の尊厳を基本とする人権保障が現実化していることにある。韓国では、こうした現代民主主義国家として名実ともに法的基盤が確立することにより、これ以降、公法、私法および社会法などの各法分野で法制度のみならず法学研究でも新たな展開を見せている。いち早くデジタル社会に対応した行政法および知財分野などでは、日本よりも法学の先端を担っている法分野がある。

ところが他方では、近時、日韓で共通していることは、法的問題のグローバル化とデジタル社会への環境変化に伴って新法の制定など、立法府による立法的対応では追いつかず既存の法体系のなかでその適用範囲および法解釈を駆使してそれに対処していかざるを得ない状況にある点だ(行政権の専門化・肥大化、司法の政治化現象など)。現代の法制は、いわば加速化する社会変化と同時に著しい社会の質的変容への隘路で混迷している。

最近の傾向は、このように現代民主主義国家としての法的基盤が近年とりわけ日韓ともに均質になっているとともに、両国において互いに共有して取り組むべき法的課題が急増しているところにある。ただし、この傾向は日韓の二国間だけに限らない。今、いずれの国家においても法学研究に新たな視点の構築が求められている。ここであえて日韓の二か国に限定するというならば、緊要の課題は日韓両国の比較法研究をどのような方法論でもって進めていくべきかという点である。

### ■比較法の新たな研究手法たる「対照法学」

まだ試論段階ではあるが、比較法の分野のなかで「対照法学」という研究手法がありえる。「対照法学」とは、地域が隣接している国家相互の法体系が近代西欧法の

受容過程から捉えて極めて近似しており、その双子的な近現代法の現象を対照比較することにより、共通性だけでなくむしろ差異性および法的課題をより際立たせる研究効果を導き出す比較法学のひとつの方法論である。たとえば、日本法において他方の「対照」となる法体系とは、主に韓国法および台湾法である。実際、2011年に発足した「韓・朝鮮半島と法」研究会ではあるが、その主な研究活動はすでにこの対照法学の手法を実践し、かつその方法の実証性と研究効果を模索し続けてきた過程だともいえよう。

この対照法学は、単に地政学的な近接性および法体系の近似性だけに視点を置いた研究手法ではない。法学に限らず、最近、科学一般的な特徴としては、隣接研究分野における境界研究(border study)で新たな可能性が導き出されていることにある。具体的には、研究対象や研究分野における隣接性や境界事例の比較を試みるなかで現れる本質的な差異性の発見、さらにはその差異性から導かれる化合反応の創出などが主な研究成果として現れている。

こうした発想および成果などは、法学分野でも十分に応用可能な方法であろう。日本の比較法において特に韓国法は、近代西欧法の導入に当たって「負」の日本法化の過程たる植民地法制という存在は常に留意しつつも、その後の現代法の形成でこの国の法体系は経済発展とともに目覚ましい進展を遂げた。日本の現代法とは異なる展開過程において日本法にはない先端の法制および法領域を生み出している。このポテンシャルを内包した現代韓国法に基点を置いて試みられる日本法との対照法学の研究は、今日とても有意義な可能性を秘めた試みである。日本での「アジア法研究」の出現を踏まえると、本研究手法は比較対象の地域的な広がりと同時に比較法学への多角的な視点を提供し、さらに欧米法学中心主義への相対化という新たな視点を創出するための端緒になろう。

こうした対照法学の観点からみると、今後の日韓比較法研究は実定法の分野だけでない。法制史、法社会学および法哲学などの基礎法の分野においても今後、展開されるであろう両国間の「法学的な対話」を通じて、時代の進展とともに動的に変容していく二つの法体系の「対照」から本質的な差異を発見しつつ、その差異性から導かれる化合反応(新たな法理論などの創出)が生み出されることを期待してやまない。

〔付記〕本稿は、2025年10月18日に開催された国際共同シンポジウム「現代社会の法的課題をめぐる日韓比較法研究」(「韓・朝鮮半島と法」研究会・亜細亜女性法学会共催、於：名城大学)での趣旨説明文を加筆修正したものである。

# アジア法交流における協働 マッコーリー大学からの客員准教授 クリストフ・シュペルフェルトの考察



マッコーリー大学准教授／  
名古屋大学  
CALE客員准教授

クリストフ・  
シュペルフェルト

2025年10月から12月上旬にかけて、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）にて客員准教授を務める機会に恵まれました。私は、シドニーのマッコーリー大学ロースクールに所属し、15年以上にわたりアジアの法と社会を研究してきました。また、カンボジア・プノンペンの王立法経大学（RULE）でも客員教授として教鞭を執り、多くの学生が名古屋大学大学院法学研究科で修士号や博士号を取得する過程を支援してきました。そのため、私のCALE訪問開始時期が、ハップ・パルティ氏率いるRULE代表団の来訪と重なったことは、まさに幸運な巡り合わせでした。その後の2か月間、CALEおよび共通のパートナーとの連携を一層深めることができました。

滞在中は、アジア地域における共通の関心分野で

多方面にわたり協働し、特にCALEの重点パートナー国であるカンボジア、ベトナム、モンゴル、ウズベキスタンに関する取り組みを進めました。2025年11月19日には、モンゴル国家人権委員会（NHRCM）との共同研究による「現代技術と人権」に関する全国的調査を支援する研究プロジェクトの初期的な分析結果を発表しました。本講演では、モンゴル政府が2019年に公共サービスのデジタル化を目的に開始した国家レベルのデジタルガバナンスプラットフォーム「E-Mongolia」の発展に焦点をあてました。E-Mongoliaは、現在、同国で最も広く利用されるデジタルガバナンスかつモバイルアプリケーションとなり、モンゴルのデジタル変革を支える中核的存在となっています。NHRCMとの共同研究では、西部モンゴル2省での現地調査も実施しました。広大で人口密度の低い地域におけるデジタルサービス提供や、現代技術と旧社会主義時代の行政インフラとの相互作用と言ったモンゴルの特殊性が浮き彫りとなりました。

今回の訪問では、特にオーストラリア・アデレードでのワークショップでお会いした際、CALEの客員プログラムを勧めてくださった小畑郁名誉教授には、改めて感謝申し上げます。2025年12月1日には、



▲E-Mongoliaの普及を促すウランバートル市内のラッピングバス

小畑先生とともに“Statelessness in Asia and Japan”をテーマとした公開セミナーで講演する榮譽にも恵まれました。本セミナーは、私がメルボルン大学のMichelle Foster教授、シンガポール国立大学のJaclyn Neo教授と共同編集した、アジアにおける無国籍問題を包括的に扱う初の学術書であるStatelessness in Asia (Cambridge University Press, 2025)の刊行を受けて企画されました。世界の無国籍者の半数以上が、アジア太平洋地域に居住しています。本セミナーでは、同地域における無国籍状態の要因・状況・課題を検証し、地域横断的な共通点と相違点を明らかにするとともに、日本の状況とも照らし合わせながら議論を深めました。これは、NPO法人無国籍ネットワークとの共催により、早稲田大学で開催した公開セミナーに続き、日本における無国籍問題をめぐる議論を発展させる機会となりました。

他には、名古屋大学大学院国際開発研究科において、持続可能な開発目標(SDGs)における法的アイデンティティに関する私の最新研究を発表する機会もいただきました。同研究科の島田弦研究科長には、講演の招待と共通の研究関心について深い議論を交わす機会をいただき、心より感謝申し上げます。

今回の訪問で特に印象深かったのは、2025年12月6日から7日にかけて開催されたCALEアニュアルカンファレンスでした。名古屋大学大学院法学研究科の修了生であるLy Ratana博士と前田直子教授とともに、カンボジアにおける人権と正義の進展について議論するパネルディスカッションに参加しました。私の講演では、クメール・ルージュ裁判の結審とカンボジア特別法廷の活動実績・遺産について考察し、参加者との活発な議論を喚起しました。Ly Ratana氏は、多くの点でCALEの積み重ねてきた成果を象徴する存在です。かつてカンボジアのRULEで共に活動した同氏は、名古屋大学で修士号取得後、カナダ・ビクトリア大学で博士号を取得し、現在はオタワ大学でポスドク研究員として活躍しています。この2か月間、アジア地域から集う名古屋大学の現役学生・修了生たちとの交流を通じ、CALEが

地域の学術機関・政府機関との広範なネットワークを基盤に果たす教育使命の価値と成果を改めて実感しました。

CALE滞在を通じ、私は日本におけるアジア法研究・教育の重要な拠点を直接目にする機会を得ました。1990年代後半以降、CALEは法学研究科とともに、アジアの経済移行国との強固な教育・研究連携を構築し、日本法教育研究センターの設立などを通じて、その取り組みを推進してきました。20年以上にわたり、CALEは地域全体に広がる貴重な修了生ネットワークを築き、多くの修了生が現在、自国の司法機関や政治機関で指導的役割を担っています。アジアの経済・政治情勢が変化し続ける中、CALEがこの強固な基盤を礎に地域の変革に適応し、日本の法学研究・教育の中核拠点としての地位をさらに確固たるものにしていくことを確信しています。

最後に、学術ホストとして温かく迎えて下さった小畑先生、CALEセンター長の村上正子教授をはじめとするCALEの皆様に関心からの謝意を表します。また、私の訪問調整に尽力して下さい下さった牧野絵美講師、滞在中を通じて支援して下さい下さった松本由里香氏と事務スタッフにも感謝申し上げます。

(原文は英語。翻訳者：牧野絵美(名古屋大学CALE講師)。)



▲CALE アニュアルカンファレンスで報告する筆者

クリストフ・シュベフェルト博士は、マッコーリー大学ロースクールの准教授(ARC DECRAフェロー)です。また、ピーター・マクマリン無国籍問題研究センターの名誉フェロー、スタンフォード大学人権・国際司法センターフェロー、カンボジア王立法経大学人道法研究センター 客員教授も務めています。研究職に就く前は、東西センターとスタンフォード大学の共同プログラムであるアジア国際司法イニシアチブ(Asian International Justice Initiative)の副所長を務め、さらにカンボジアにおいてドイツ国際協力公社(GIZ)の上級顧問として活動していました。

# センター長便り

## 法における国際協力の(現場で出会った)人々



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター長

村上 正子

### 1. 4年間を振り返って

2022年4月にセンター長に就任してから、あっという間の4年間でした。名大に着任するまでは法整備支援とは無縁だった私です。人生本当に何があるかわからないものです。センター長になって4年間、法整備支援を当初から支えてきたレジェンドたちから、法における国際協力の最前線で活躍している方々まで、実に様々な人々にお会いする機会に恵まれました。多くのアジア諸国も訪問しましたが、どの国でも常に修了生や関係機関の方々の温かいおもてなしと名物料理の歓待を受け、心もお腹も十分に満たされました。また、自国の法制度を少しでも良くしたいという熱い想いに接し、必ずしも自身の専門分野(民事手続法)と直結するものではなくても、多くの刺激的な体験をさせて頂き、モノの見方や研究に対する考え方など、視野が格段に広がったことは間違いありません。

### 2. アジアで活躍する修了生との出会い

アジア諸国を訪問すると、名大の修了生の多さに驚かされます。日本法教育研究センターのある4か国ばかりではありません。つい先日も嬉しいサプライズがありました。CALEもメンバーになっているALIN(Asian Legal Information Network)は、韓国法制研究院が2003年に作ったネットワークで、アジア地域の法律関係機関(2026年1月現在で、23か国、44機関)をつないで、各国の法情報を共有することを目的としており、年に1回の総会と国際シンポジウムが今年はラオスで11月末に開催されました。ALINには毎年新しいメンバーがオブザーバーとして参加し、総会で自己紹介のプレゼンをしますが、今年は、CJLのカウンターパート大学であるハノイ法科大学とモンゴル国立大学法

学部が新たなメンバーとして加わりました。もっと驚いたのは、このALINの総会に、なんと法学研究科の修了生が7名もいたことで、ちょっとした同窓会になりました。このように多くの修了生と同じ立場で国際シンポジウムに参加できるのも、修了生の層の厚さを物語っています。



(写真は左から、モンゴル国立大学法学部のBat-Orshikh講師(CJLM出身)、Amarsanaa学部長、カンボジア王立法経大学副学長のPhalthy Hap先生、名大国際広報室のLinley室長、私、ハノイ法科大学のLan Huong先生、ラオス国立大学法学部のChanthavong副学部長、Keovongsack学部長。)

### 3. 新たな担い手たち

昨年度新たに発足したGMCのアジア共発展部門でも、法学研究科の修了生が活躍しています。ASCIのアリシェル先生(CJLU出身)、アジア共発展部門助教のモロムさん(CJLM出身)、ベトナム拠点長のランフォン先生、カンボジア拠点長のメターさん(CJLC出身)です。アリシェル先生やモロムさんを中心に、修了生との共同研究の計画もどんどん具体化しています。CALEとしても、組織としての継続性、持続可能な研究を課題とし、アニュアルカンファレンスを1つの区切りとして、1年かけて修了生との共同研究を形にしていこうという枠組みを作ろうとしています。

法における国際協力の新たな担い手たちは、アジア各国で確実に育ち、日本とアジアの架け橋となっています。法における国際協力のあり方も、新たな展開を迎えています。私はもう少しCALEセンター長を続けることになりました。これからもご支援、ご協力、よろしくお願いいたします。

# 20年の歴史を経たセンターの今後



名古屋大学  
日本法教育研究  
センター長

松尾 陽

## 1. 近況報告—祝20周年

各国に設置された日本法教育研究センター（以下、「CJL」と略す）では、毎年5月末から7月上旬までの間に修了式が開催されます。2025年度で修了生の総数は504名に達し、500名を超えました。

### ●日本法教育研究センター修了者数（2026年1月現在）

	ウズベキスタン	モンゴル	ハノイ	ホーチミン	カンボジア	総数
2025年度	15	9	11	停止	0*	34
総数	110	113	154	37	90	504

\*コロナ禍による王立法律経済大学の入学停止措置に伴うもの。

### ●名古屋大学大学院法学研究科におけるCJL修了生（2026年1月現在）

在籍者	修士号取得者	博士号取得者
32名	133名	16名

一番初めのセンターがウズベキスタンのタシケント国立法科大学内部に設置されたのは2005年9月です。その歴史も2025年で20年を迎えることとなります。同年7月5日にタシケントのCJL修了式に合わせて、20周年を祝う式典も行われました。杉山直総長（オンライン参加）をはじめ、多くの名古屋大学関係者が出席しました。

2026年3月20日には、半年ほど早いですが、モンゴル・センターの20周年を祝う式典も開催されます。

類例のないこのプログラムが手探りで開始され、コロナ禍や漸次的な予算削減の中、継続されてきたのは、関係者の方々の協力と支援のおかげです。そして、このプログラムがどのような未来へとつながるかわからない中、果敢に挑戦した学生たちの勇気と努力はいくら讃えても讃えきれません。

## 2. 修了生の活躍

このセンターを今後どのように発展させていくのが大きな課題となります。改めて現状を振り返りたいと思います。上記の数字などにも見られるように、着々と修了生は巣立っており、また、

母国において大学教員・法実務家・公務員・企業の法務部など、比較法の素養を持った法人材が育っております。これは、当初から期待されていたものです。

また、前号で記したように、日本国内で働く人材も増えております。日本と母国とをつなぐ、「法学版ブリッジ・エンジニア」としての役割が新たに期待されつつあります（「ブリッジ・エンジニア」とは、異なる言語文化圏への技術移転の際に、双方の言語に習熟し、その移転を手助けする人材のことを指します）。

## 3. 未来における課題

法整備支援の一環として設置されたCJLは、最終的には、名古屋大学からカウンターパート大学への、運営の移行が目指されておりました。この移行を、われわれは「現地化」と呼んでおります。

現在、現地化に向けた議論を始めております。現地化といっても、運営の主導権を相手国にいきなり丸投げするわけにもいきません。これまでは日本人スタッフを軸に仕組みを作り上げてきましたが、現地国の人材に合わせた修正も必要になってくるでしょう。

また、現地化といっても、名古屋大学とカウンターパート大学との関係が途切れるわけではありません。現地化の後もさまざまな側面での協力関係が継続されていくでしょう。

中長期的な視点も考慮しつつ、慎重に現地化を進められる必要があります。

## 4. 挨拶とお礼

さて、2022年4月からCJLの初代センター長を務めてきましたが、2026年3月でこの役目を終えます。多くの方々に助けられてなんとかここまでやってこれました。この場を借りて感謝とお礼を申し上げます。

管理職としてのセンター長を降りるということに過ぎず、研究者・教育者の仕事はこれまでと変わらず続き、その中でCJLと関わっていきます。修了生たちと共同研究をする機会や、大学院に進学してくるCJL修了生らを指導する機会も増えてきております。

引き続きよろしく願いいたします。

2025年

7月3日(木)	<p><b>Special Lecture on International Child Law</b>  <b>“Understanding International Child Law and Development -Concept and Its Implication to UN SDGs”</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム                  主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)</p>	<p>【講演者】Jae-Chun Won                  (Professor of Law and Director of Handong International Law Center)</p>
7月4日(金)	<p><b>Special Lecture “Access to Justice in Brazil”</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館2階セミナールーム1 &amp; Zoom                  主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)</p>	<p>【講演者】Mayara de Carvalho Siqueira(Professor. Universidade Presbiteriana Mackenzie Law School (São Paulo))</p>
7月5日(土)	<p><b>ウズベキスタン日本法教育研究センター設立20周年式典</b>                  於：タシケント国立法科大学</p>	<p>【参加者】約50名</p>
8月7日(木)	<p><b>2025年度日本法教育研究センター学年論文発表会</b>                  於：Zoomによる開催</p>	<p>【発表者】29名                  日本法教育研究センター学生                  (ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム・ハノイ、カンボジア)</p>
8月9日(土)	<p><b>法整備支援連携企画 シンポジウム「法整備支援へのいざない」</b>                  於：法務省 国際法務総合センター国際棟 国際会議場A                  主催：法務省法務総合研究所                  共催：慶應義塾大学大学院法務研究科／名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE)／公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC)</p>	<p>【一般参加者】54名</p>
8月26日(火)	<p><b>CALE Special Seminar “Austria-Hungary, Canada, and Japan in 1867: Converging and Diverging Legal-Historical Patterns of Peripheral National-Building Strategies”</b>  <b>“Strengthening democracy through constitutional justice”</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム 使用言語：英語</p>	<p>【講演者】Mate Paksy(CALE 外国人研究員、Professor at Catholic University of Lille France)</p>
10月3日(金) ~11月21日(金)	<p><b>ゆるっと読書会「企業法務を知るーアジア諸国の企業法務の役割ー」</b>                  10月 3日 17:00~18:30 @アジア法交流館2階・セミナールーム1                  10月24日 17:00~18:30 @セミナールーム1                  11月21日 17:00~18:30 @アジア法交流館1階・討論室1                  助成：株式会社ソミックマネージメントホールディングス (共同研究)</p>	
10月16日(木) ~10月22日(水)	<p><b>カンボジア王立法経大学学生研修</b>                  於：名古屋大学、名古屋経済大学、名古屋地方裁判所</p>	<p>【参加者】Hap Phalthy王立法経大学副学長、学生10名</p>
10月27日(月) ~10月31日(金)	<p><b>モンゴル司法アカデミー研修</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館</p>	<p>【研修員】10名</p>
10月28日(火) ~10月29日(水)	<p><b>モンゴル司法研修研究情報アカデミーワークショップ</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館 (2F) カンファレンスルーム                  使用言語：日本語、モンゴル語                  主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)</p>	<p>【講演者】Battulga Dulguun (司法アカデミー研究所 所長)、原田綾子(名古屋大学大学院法学研究科教授)、Soltanmurat Umirbyek(バヤン・ウルギー県刑事民事控訴裁判所裁判官)</p>
11月7日(金)	<p><b>現役法務担当役員が語る! 「企業法務の仕事」</b>                  於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム                  主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)                  助成：株式会社ソミックマネージメントホールディングス (共同研究)</p>	<p>【講師】安藤武始(株式会社ソミックマネージメントホールディングス 取締役・最高法務責任者)</p>
11月19日(水)	<p><b>Casual talk on E-Governance in the Steppe: Insights into E-Mongolia</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館 (2F) カンファレンスルーム                  主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)</p>	<p>【講演者】Christoph Sperfeldt (CALE外国人研究員、Senior Lecturer at Macquarie Law School, Australia)</p>
11月19日(水)	<p><b>愛知県弁護士会との共同セミナー</b>                  於：名古屋大学アジア法交流館 (2F) カンファレンスルーム                  主催：愛知県弁護士会、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)                  言語：日本語および英語</p>	<p>【報告者】妹尾拓也弁護士、伊藤準之助弁護士、Nabieva Madinabonu(名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程2年)、Mika Knoer(同博士後期課程1年)</p>

12月1日(月)	<b>CALE Special Seminar “Statelessness in Asia and Japan”</b> 於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催 主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)	<b>【講演者】</b> Christoph Sperfeldt (マッコーリー大学准教授/名古屋大学CALE客員准教授) 小畑郁(関西大学客員教授)
12月6日(土) ~12月7日(日)	<b>CALE Annual Conference 2025</b> 於：アジア法交流館2階アジアコミュニティフォーラム&Zoomによる開催 主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)、 名古屋大学大学院法学研究科、日本法教育研究センター・コンソーシアム 助成：末延財団・比較法外国法研究教育プロジェクト[『アジア法・プロブレムブック』の 作成を通じた若手研究者育成プロジェクト] (Session IVのみ) 共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、 慶應義塾大学大学院法務研究科	<b>【参加者】</b> 延べ257名
12月12日(金)	<b>特別講義「企業法務の視点から読み解く労働法問題」</b> 於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム 主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター 助成：株式会社ソミックマネージメントホールディングス(共同研究)	<b>【講演者】</b> 上東亘弁護士(渥美 坂井法律事務所・外国法共同 事業・パートナー)
12月17日(水)	<b>第3回CJL修了生による研究報告・スモールトーク</b> 於：アジア法交流館2階セミナールーム1&Zoomによる開催 主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム、 名古屋大学法政国際教育協力センター (CALE)	<b>【報告者】</b> レット・サラヴィヴァット (カンボジア日本法教育研究セン ター出身、名古屋大学大学院法 学研究科博士後期課程1年)
<b>2026年</b>		
1月9日(金)	<b>Special Lecture on Legal Issues of Foreign Residents in Japan</b> 於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoom 主催：原田綾子(法社会学セミナー) 共催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)	<b>【講演者】</b> 富田さとこ(法テラス 本部国際室長、弁護士)
2月2日(月) ~2月24日(火)	<b>2025年日本法教育研究センター</b> <b>「『多様性』という難題に挑戦するアジアの未来の法律家のセミナー」</b> 於：名古屋大学アジア法交流館、名古屋地方裁判所、名古屋刑務所、 ソミックマネージメントホールディングス、矢橋ホールディングス、大垣東高校	<b>【参加者】</b> 20名 日本法教育研究センター学生 (ウズベキスタン、モンゴル、 ベトナム・ハノイ、カンボジア)
3月20日(土) ~3月21日(日)	<b>モンゴル国立大学(MUIS)と名大法学研究科との学術交流協定締結25周年</b> <b>及びモンゴル日本法教育研究センター設立20周年記念式典行事</b> 於：モンゴル国立大学(MUIS)	

## CALE人事

<b>【採用】</b>	特任講師	小坂橋 龍正	(2025年4月1日)(モンゴル・日本法教育研究センター)
	特任講師	大室 文	(2025年4月1日)(カンボジア・日本法教育研究センター)
	特任講師	木場 優太	(2025年4月1日)(カンボジア・日本法教育研究センター)
	特任講師	加藤 淳	(2025年5月16日)(ハノイ・日本法教育研究センター)
	特任講師	木場 修司	(2025年9月1日)(ウズベキスタン・日本法教育研究センター)
	研究員	ラヒムベルガノフハサンボイダブラトナザロヴィチ	(2025年11月17日)(CALE)
	事務補佐員	山盛 正雄	(2025年4月1日)(CALE)
<b>【退職】</b>	特任講師	小嶋 香織	(2025年5月31日)(ハノイ・日本法教育研究センター)
	事務補佐員	松岡 真一郎	(2025年4月30日)(CALE)
	研究員	ラヒムベルガノフハサンボイダブラトナザロヴィチ	(2026年3月31日)(CALE)
<b>【配置換】</b>	特任講師	小林 雄一	(2025年8月1日)(大学院法学研究科へ)
	研究員	スフバートル モロム	(2025年4月1日)(グローバル・マルチキャンパス推進機構へ)

## 発行

### 名古屋大学法政国際教育協力研究センター

#### 【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、  
上記連絡先までご連絡下さい。

#### レジスタン広場

(ウズベキスタン・サマルカンド市内)  
山際直美(CJLU日本語特任講師)撮影&コメント

#### ●2023年8月26日撮影

ウズベキスタンを訪れる人は必ずと言って良いほど訪れる有名な世界遺産に登録されている史跡。レジスタンとは「砂のある場所」を意味し、古くからシルクロード貿易の主要都市の一つだったサマルカンドの中心地であったが、壮麗な三つのマドラサ（イスラムなどを学ぶ学校）が相次いで建てられ、町の栄華を訪れる人々に示した。写真左の建物は三つのマドラサの中で最も古い「ウルグ・ベク・マドラサ」で、1420年に完成した、最も古いマドラサ建築の一つとされる。

